

今年は、10月27日に松山市の湯山中学校において、「土砂災害って何ですか？」等のテーマで開催しました。

273名の生徒の皆さんの参加をいただき、熱心に話を聞いていただきました。



砂防学習会（湯山中学校）



砂防学習会（湯山中学校）

【県砂防課職員と担当事業のご紹介】

こんにちは。私は、県砂防課管理係の技師の酒井真一です。執務室の扉を開けると一番手前に座っており、砂防課職員11名の中で一番年下です。今回は、先輩方を差し置き、僭越ながら私の担当している事業の紹介をさせていただきます。

私は、「がけ崩れ防災対策事業補助金」（以下「がけ補助」という。）、「土砂災害防止法関連基礎調査事業」（以下「基礎調査」という。）、「砂防施設事業」、「緊急雇用創出事業による砂防管理河川等伐木事業」の4事業を担当しています。

これらの中でも市町職員の皆さんに身近な事業としては、「がけ補助」と「基礎調査」があります。「基礎調査」に関しては前号でご紹介していますのでそちらを参照して下さい。

今回は「がけ補助」についてご紹介します。



県砂防課の執務室

がけ崩れ防災対策事業補助金について

「がけ補助」については、ご存じの方が大半と思いますが、概要を説明させていただきます。これは、市町が行うがけ崩れ防災対策事業に要する経費に対し、県が補助するものであり、補助対象となる事業は、人家に隣接している高さ5 m以上、傾斜角30°以上の自然がけの崩壊から住民の生命財産を守る事業です。採択は、補助額100万円以上1,000万円以下となっており、補助率は3/5です。

私の具体的な担当事務は、採択基準を満たしているかの確認、補助金の配当、申請書や補助金請求の審査及び手続、次年度要望のヒアリング等となっています。

これらの中で一番重要な事務は、採択基準の確認と申請書の審査なのですが、よくお問い合わせのある事や注意点を少し記しておきます。

斜面の一部（法尻等）に石積がある場合は採択できるのかというお問い合わせをよくいただきますが、斜面の大部分が自然斜面になっており、残斜面から崩壊や落石の恐れがある場合は採択可能です。

工事中の仮設防護柵基礎については、工事が終わってそのまま埋め殺しにしている箇所がありますが、原則撤去し処分を行う必要があります。

他にも色々ありますが、本年7月に実施した市町職員技術研修会の資料を読んでいただき、不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

この事業は県下市町職員の皆さんと顔を合わせる機会が多いので、他の部署では経験できない貴重な仕事と感じています。まだまだ若輩者で皆様にはご迷惑をおかけしますが、今後ご指導とご鞭撻をいただき、より良い事業執行ができればと思っています。

発行：愛媛県土木部 河川港湾局 砂防課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4の2

089-912-2700 fax 089-941-5887

E-Mail: sabo@pref.ehime.jp

「愛媛県ホームページ」 「土木・建築」 「えひめの砂防」

<http://www.pref.ehime.jp/070doboku/070sabo/00005743041124/index.htm>